

こんな場合は どうなるの？

今回の税制改正で、平成17年度までは住民税の非課税だった方が18年度は課税となる場合があります。
ここでは、具体例に沿って税制改正後の変更点を確認してみましょう。



- ケース
その①**
- 年齢66歳
 - 昨年中の収入が年金のみで150万円
 - 家族構成:単身世帯

	平成17年度 住民税	平成18年度 住民税
年金収入額	1,500,000円	1,500,000円
所得金額①	100,000円	300,000円
所得控除額計②	810,000円	330,000円
老年者控除	480,000円	廃止
基礎控除	330,000円	330,000円
課税所得金額①-②	0	0
住民税合計額	所得が28万円以下なので非課税	1,300円
所得税額(参考)	非課税	非課税

本来、扶養家族なしで所得が28万円を超えているので、市・道民税均等割4,000円が課税されますが、平成17年1月1日現在65歳に達しており、かつ前年の合計所得が125万円以下なので、平成18年度の住民税については3分の1課税の1,300円となります。

- ケース
その②**
- 年齢67歳
 - 昨年中の収入が年金のみで265万円
 - 家族構成:妻(70歳未満で昨年中収入なし)

	平成17年度 住民税	平成18年度 住民税
年金収入額	2,650,000円	2,650,000円
所得金額①	1,237,500円	1,450,000円
所得控除額計②	1,140,000円	660,000円
配偶者控除	330,000円	330,000円
老年者控除	480,000円	廃止
基礎控除	330,000円	330,000円
課税所得金額①-②	97,500円	790,000円
住民税合計額	合計所得125万円以下のため非課税	40,500円
所得税額(参考)	非課税	55,200円

平成17年1月1日現在65歳に達していますが、前年の合計所得が125万円を超えているので、平成18年度の住民税については、3分の1課税の適用はありません。

税制改正の影響③

国民健康保険税

平成18年度から国民健康保険税額および高額療養費の自己負担限度額の適用区分などが変更となる場合があります。

●このような方は申告が必要です!

- ・前年の所得がない場合
- ・非課税の場合(遺族年金、障害年金等)
申告がない場合は、被保険者のいる世帯に対し、毎年11月推計課税を実施します。推計課税になると、石狩市の基準により所得額があるものとして税額が決まることとなりますので必ず申告をしてください。

石狩市国民健康保険税の計算方法

次の①～④の合計で算出されています。

- ①均等割(被保険者数1人につき計算)
- ②平等割(被保険者のいる世帯、1世帯につき計算)
- ③所得割(被保険者の前年所得合計-基礎控除×税率で計算)
- ④資産割(被保険者の固定資産税×税率で計算)

※資産割については、厚田地区・浜益地区において平成21年度課税分まで適用

問合せ ■国民健康保険課 ☎72-3123 ✉kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp

知らないとい損をする税 確定申告と住民税申告

申告が 必要な人は どんな人?

申告が必要かどうか、また確定申告・住民税申告のどちらをしたらよいかは、昨年中(平成17年1月1日～12月31日)の収入状況によって決まります。

なお、ここではあくまで一般例としてご紹介するため、申告の必要がない方でも、例えば、年末調整のときに申告し忘れた扶養親族や各種控除がある方は確定申告をすることによって所得税が還付されたり、住民税の税額が下がる場合があります。詳しくは税務署または市役所税務課までお問い合わせください。

● サラリーマン(給与収入の方)で、 年末調整をしていない方



年の途中で退職したり、その後就職をしなかったなどの理由で年末調整を受けなかった場合は、確定申告または住民税申告が必要です。

※年末調整とは?

通常サラリーマンは毎月の給与から所得税が天引きされていますが、これは扶養家族や収入額などからおおよその目安で引かれています。しかし、1年間に給与から徴収した所得税の合計額は、支払われる給与の増減や子どもが生まれて扶養家族が増えたなどの理由から、必ずしもその人が1年間に納めるべき税額とは一致しません。この不一致を精算するために、1年間の給与総額が確定する年末に、給与の支払者が今まで徴収した税額との過不足を計算し、その差額を徴収または還付するのが年末調整です。

問合せ・ご相談

【申告や住民税の課税について】

税務課 市民税担当 ☎72-3119
zeimu@city.ishikari.hokkaido.jp

【国民健康保険税の領収書を紛失した場合の発行先】

国民健康保険課 ☎72-3123
kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp

【介護保険料の領収書を紛失した場合の発行先】

介護保険課 ☎72-6121
kaigo@city.ishikari.hokkaido.jp

【障害者手帳等・障害者控除認定書について】

福祉生活課 ☎72-3194
fukushis@city.ishikari.hokkaido.jp

【国民年金保険料の控除証明書等について】

札幌北社会保険事務所国民年金第二課
☎011-717-4116



▲住民税申告書
(写真は平成17年度のもので)

▲確定申告書

確定申告と住民税申告の時期が近づいてきました。申告内容は住民税(市・道民税)の計算だけでなく、国民健康保険税や各種手当などの資料となる大切なものであり、今回は特に税制改正も行われ、昨年と大きく違う部分もあります。初めての方も「手続きが面倒では?」と悩む前に、まずはご相談ください。

キーワード

●確定申告

所得税の精算(納付・還付)のために、納税者が1年間の収入や経費、また配偶者や扶養家族がいるかなど、税額の計算に必要な事項について申告すること。

●住民税申告

市・道民税を計算する基礎資料を作成するための申告。
※確定申告を済ませた方は住民税申告の必要はありません。